

金融商品取引法の特定投資家制度における一般投資家・特定投資家間移行の「期限日」について

ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社

金融商品取引法に基づき、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（以下、「一般投資家」といいます）」とに区分されます。お客様が「特定投資家」に区分される場合には、金融商品取引業者に適用される行為規制の一部（契約前の書面交付義務等）の規定が適用除外となります。

一定の要件の下、契約の種類毎に所定のお手続きをとっていただくことで、一般投資家に移行可能な特定投資家に該当するお客様は一般投資家に、特定投資家に移行可能な一般投資家に該当するお客様は、特定投資家に移行することが可能です。

当社は、毎年6月30日（休日の場合を含みます。）（以下「期限日」といいます。）を一般投資家から特定投資家への移行にかかる期限日としております。

- 一般投資家に移行した場合の移行の有効期間
お客様から再び該当の契約に関し、特定投資家として取り扱うようお申し出をいただくまで、一般投資家として取り扱います。よって上記の期限日は適用されません。
- 特定投資家に移行した場合の移行の有効期間
当社が、金融商品取引法第34条の3に基づき特定投資家に移行したお客様を特定投資家として取り扱う期間は、当社がかかる取り扱いについての申出を承諾した日から起算して1年を経過する日の前に到来する期限日までです。当該期限日以降は、一般投資家としてのお取り扱いとなりますので、期限日後のお取引においても特定投資家としてのお取り扱いをご希望される場合は、期限日の1ヶ月前から期限日までの間（承諾日から期限日までの期間が1月以内の場合、1日を経過した日から期限日までの間）に再度所定の申出をしていただく必要があります。

以上